

第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）の策定について

1 計画策定の目的

科学的・計画的な保護管理により、イノシシと人との緊張感あるすみ分けの実現を図り、農林業被害の軽減及びイノシシの地域個体群の長期にわたる安定的維持の他、人身被害発生の防止を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第4期イノシシ管理）」（以下、「計画」という。）を策定する。

2 計画の期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までの5年間

3 策定スケジュール

区分	R4.4	.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	R5.1	.2	.3
環境審議会		● 諮問						● 中間				● 答申
特定鳥獣 保護管理 検討委員会※1			調査結果検討・中間検討・計画案検討									
イノシシ 専門部会※2			調査結果検討・中間検討・計画案検討									
調査等								県民意見公募、関係機関協議				

※1 県が作成する特定鳥獣に関する保護及び管理に関する計画の検討並びに適切な実行、事後評価を行うために総合的な見地から意見を聴取することを目的に開催

※2 特定鳥獣保護管理検討委員会において審議する事項について、専門的な見地から意見を聴取することを目的に開催

4 対象地域

県下全域

5 イノシシに関する現状

(1) 生息状況

県内のイノシシは、昭和54年(1979年)時点では中南信地域を中心に分布していたが、平成15年時点では北東部に分布を拡大し、現在はほぼ全域に生息している(図1)。

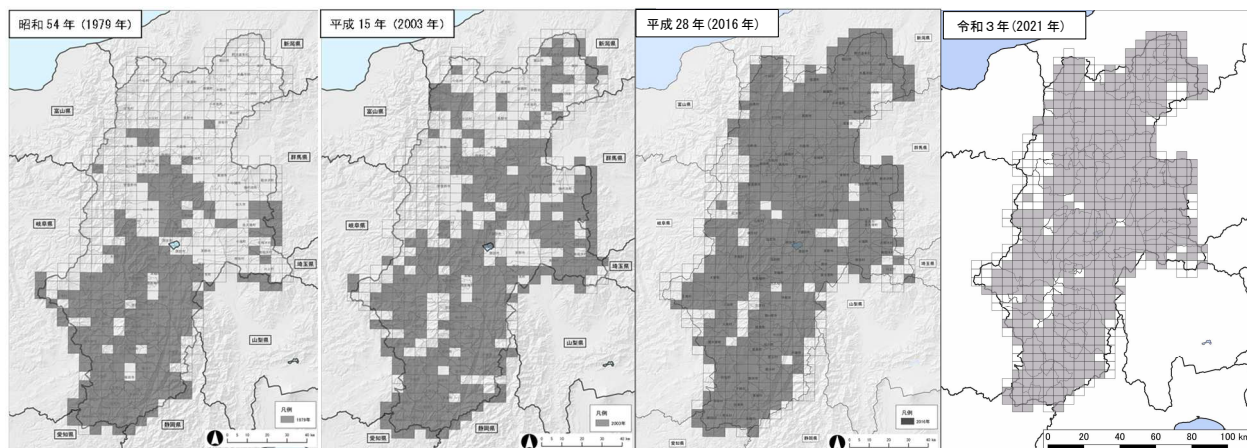
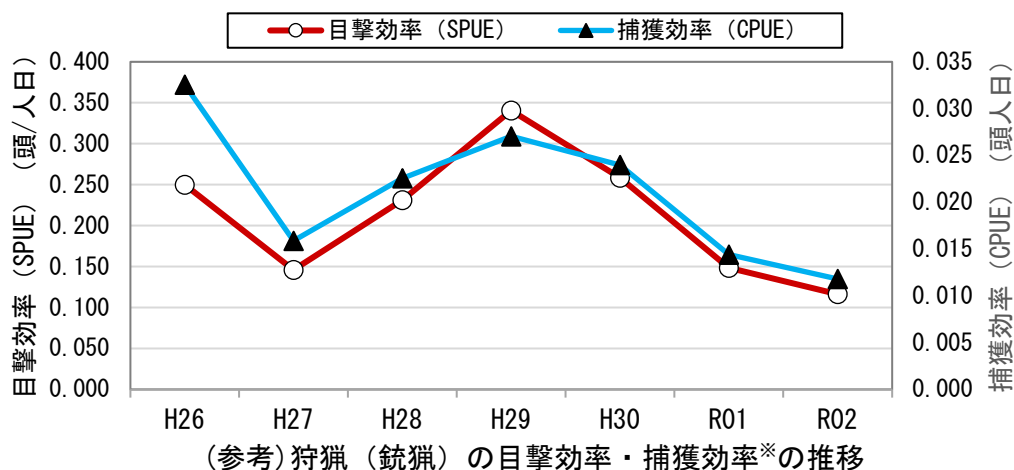


図1 イノシシ生息分布域の推移

イノシシは個体数変動の激しい動物であり、現時点では生息密度や生息数を推定する実用的な方法は確立されておらず、生息数の把握は困難であるが、令和3年度に県が実施した鳥獣保護管理員、猟友会を対象としたアンケート調査では、回答者の68.8%が「5年前と比較しイノシシの生息数が減少した」と回答した。一方で、令和元年度に県内で発生した豚熱発生以降のイノシシの生息状況については、回答者の73.6%が「生息数は減ったが生き残っている個体はいる」、13.7%が「一時生息数が減ったが現在は元の生息数に回復した」と回答していることから、豚熱の影響を踏まえ、継続してモニタリングを行い、生息動向を注視する必要がある。



※目撃効率・捕獲効率は、狩猟者1人1日あたりの目撃頭数・捕獲頭数を算出したもので、イノシシの生息密度指標の1つとして活用

(2) 被害の発生状況

ア 農林業被害

イノシシによる農林業被害額は、農地周辺の侵入防止柵の設置や捕獲、緩衝帯整備による生息環境対策の総合的な対策の効果により、平成22年度以降、10年連続で減少している。しかしながら、依然として多くの農林業被害が発生しており、令和2年度は約5,000万円の被害額となっていることから、引き続き対策を行う必要がある(図2)。

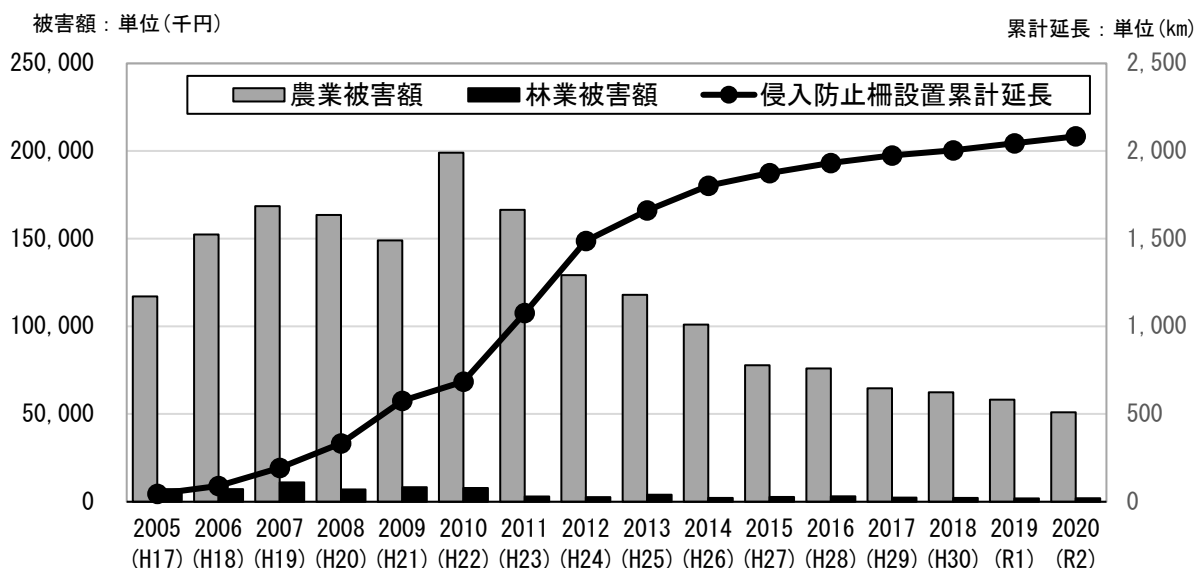


図2 イノシシによる農林業被害額の推移

イ 人身被害

年度	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R01)	2020 (R02)	2021 (R03)
被害件数	1件	1件	1件	0件	1件	2件	0件	0件	2件	0件
被害人数	1人	6人	2人	0人	3人	2人	0人	0人	3人	0人

※R03 速報値

(3) 豚熱対策

令和元(2019)年7月に野生イノシシへの豚熱感染が木曽地域で確認されて以降、家畜衛生部局等と連携しながら野生イノシシにおける感染確認検査、捕獲強化等の対策を実施してきた。検査による豚熱感染イノシシは県内では減少傾向となっているが、隣接県では依然として感染イノシシが確認されており、全国的には未だ終息に至っていないことから、引き続き対策を行う必要がある(図3)。

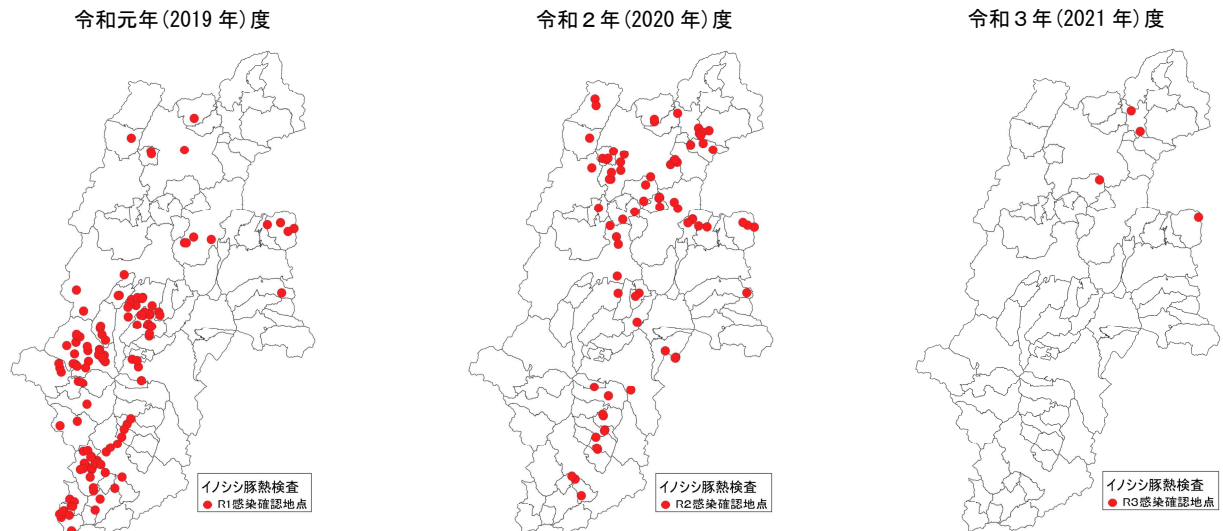


図3 野生イノシシにおける豚熱感染確認地点

(4) 捕獲の状況

捕獲は加害個体の捕獲を目的とし、被害地周辺での有害捕獲を主体に実施している。県内のイノシシの捕獲頭数(狩猟と有害捕獲の合計)は、平成21年度以降、6,000頭以上で推移していたが、令和2年(2020)度は令和元年(2019)度の半数程度の捕獲数となった。

その要因として、令和元年(2019)度に県内で発生した豚熱への感染防止対策として、イノシシの捕獲を強化したこと、イノシシが豚熱感染により病死し、生息数が減少したことが考えられている(図4)。

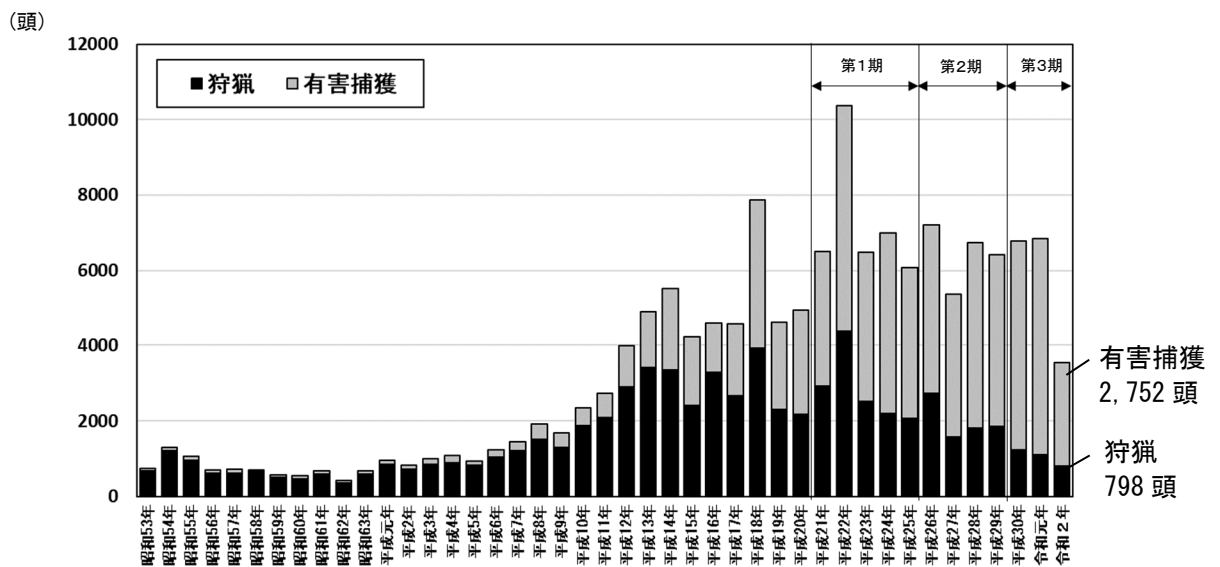


図4 捕獲頭数の推移

6 現計画（第3期計画）の概要

【保護管理の基本方針】

「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を組み合わせた総合的な被害防除対策を集落ぐるみで実施する。

- ① 対策の実施に当たっては県、市町村、農林業団体、集落の住民、地域の捕獲者等関係者が共通認識のもとに連携して取り組めるよう、野生鳥獣被害対策チームが必要な助言及び指導を行う。
- ② 地域でイノシシの加害、出没、対策等を表示した被害情報マップを作成し、現状を目に見える形にした上で、対策の計画、実施、見直しを行う。

【保護管理の実施方法】

（１）出没防止のための生息環境の整備

- ・ イノシシを人里に寄せ付けないための生息環境の整備は、緩衝帯整備を基本とする。
- ・ 河川敷等の獣類の移動ルートとなり得る箇所環境整備についても推進する。

（２）効果的な被害防除の実施

- ・ 農業被害の防除は、被害情報マップの情報に基づく侵入防止柵の設置を基本とする。
- ・ なお、計画・実施にあたっては対策チームが計画段階から関与する。

（３）加害個体の捕獲及び狩猟の推進

- ・ 生息環境対策、被害防除を優先して講じた上で、加害個体の捕獲を被害地周辺で行う。
- ・ 狩猟期間の延長、くくりわなの径の規制の解除については継続するが、錯誤捕獲対策のより徹底を図る。
- ・ イノシシの人に対する警戒心を与える効果のある銃猟を推進する。

（４）その他

無意識なものも含めた餌やりの禁止、放獣等の禁止、多様な森林の保全及び整備を推進する。

7 第4期計画の策定にあたっての留意事項

これまでの集落ぐるみの総合的な被害防除対策の効果により、農林業被害額は減少を続けていることから、第4期計画においても、第3期計画の目標、管理の考え方を基本踏襲し、これらの対策を継続して推進する必要があると考えている。

また、あわせて、以下の課題の改善・対応等について検討する。

- ・ 侵入防止柵の維持管理等に関する課題
- ・ 錯誤捕獲への対応
- ・ 豚熱、ダニ媒介感染症への対応